

東 海

A 入門コース（東海）

Aコース とは？

“知的財産権の存在は企業経営を変える”とも言われるほど知的財産権は企業にとって重要なものです。

このコースは、知的財産部門のみでなく企業の技術部門を含むあらゆる部門の方が、主要な知的財産権の法制度を広範囲に亘り理解し、それらについての基礎知識を習得することにより、企業における日常業務の中に知的財産権制度がいかに係わっているかを受講者に理解していただきます。

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：80名

開催日(5日間)		講義課目	講師
6/14(水)	午前	1. 企業活動と知的財産権制度	大学 コーディネータ業務担当 福田 雄一 氏
	午後	2. 特許・実用新案制度	弁理士 森岡 正往 氏
6/15(木)	午前 午後	特許・実用新案制度	弁理士 森岡 正往 氏
	午後	3. 特許情報と特許調査	(株)日本電気特許技術情報センター 横山 貞彦 氏
6/16(金)	午前	4. 意匠制度	小西・中村特許事務所 弁理士 中村 知公 氏
	午後	5. 商標制度	
7/5(水)	午前	6. 著作権制度	NTTコムウェア(株) 山本 奈央 氏(新任)
	午後	7. 不正競争防止法・独占禁止法	(株)ミットヨ 園部 寛 氏(新任)
7/6(木)	午前	8. 知的財産契約概要	(株)神戸製鋼所 湯澤 啓介 氏
	午後	9. 外国特許制度	トヨタ自動車(株) 香川 和之 氏

1. 企業活動と知的財産権制度

知的財産関係の諸制度が企業とどのように係わり、企業はどのようにそれを利用しているかを知るために、特許・実用新案・意匠・商標制度を中心に知的財産権関係の諸制度のアウトラインを具体的な企業活動と絡めて講義をします。

2. 特許・実用新案制度

「技術開発の成果についての確な法的保護を受ける」ことは、企業活動を円滑に行うためにとても重要です。発明(考案を含む)の捉え方と主な制度上の手法を習得するために、特に出願・審査の手続の概要を具体的に例を挙げて講義します。また、他人の権利を尊重する上で不可欠な権利解釈の基本的な考え方についても講義をします。

3. 特許情報と特許調査

企業の知財活動においては、特許調査が重要な位置を占めており、調査の際には、目的に合わせて特許調査手法と特許情報を選択する必要があります。本講義では、特許調査の重要性、各調査方法、特許情報の活用方法について、講義します。

4. 意匠制度

人間の創造的活動のうち、技術的思想の創作は特許法・実用新案法で保護されますが、物品の美的な外観を求めて創作されるデザインは意匠法で保護されます。ここでは、意匠権について、権利取得から権利維持及び権利活用(行使)に至る一連の基礎知識を、企業実務に即して分かりやすく講義します。

5. 商標制度

商品やサービスの名称、ロゴ等については、使用者の業務上の信用保護の観点から商標法で保護されます。ここでは、商標権について権利取得から権利維持及び権利活用(行使)に至る一連の基礎知識を、企業実務に即して分かりやすく講義します。

6. 著作権制度

企業活動が特・実・意・商の四法以外の知的財産関連法にいかに関わっているかを知るために、特に著作権法の概要について具体例をもとに講義をします。

7. 不正競争防止法・独占禁止法

企業活動が特・実・意・商の四法以外の知的財産関連法にいかに関わっているかを知るために、特に不正競争防止法(営業秘密等)・独占禁止法の概要について自社権利の保護や他社権利の対応の具体例をもとに講義をします。

8. 知的財産契約概要

契約は、当事者である法人の従業員や職員自身はその規定を理解し遵守されるものでなければなりません。これを知るために、秘密保持契約、共同研究契約を中心に知財に関連する契約等について具体例をもとに講義をします。

9. 外国特許制度

企業が外国に特許出願する目的や、その目的に応じた特許・国を選択する上で、発明者やその発明に関連する部門の方が考慮すべきことを知るために、知的財産権関係の国際条約や欧米を中心として外国特許制度の骨格を講義します。

B 初級コース群（東海）

Bコース とは？

このコース群は、A入門コースからC中級コースへのスムーズな橋渡しを目的とし、短期間(2~4日間)で知的財産の専門ジャンル(特許・実用新案・意匠、商標、知財法務、特許情報調査)の基礎的な専門知識および実務ポイントを習得していただくようになっています。具体的には、B1「特実・意匠基礎」、B3「商標基礎」、B5「知財法務基礎」、B9「特許情報と特許調査基礎」からなり、受講対象者の業務に関わる専門コースを順次、もしくは組み合わせで受講していただくように構成しております。

対象者

- ◆ 知的財産の専門業務に携わる知財部門・法務部門の初級者の方々。
- ◆ 技術部門や企画管理部門において業務上知的財産の創造・活用に関わる方。
- ◆ A入門コースを修了し、知的財産権の法制度に関する基礎知識を習得した方。
- ◆ 知財部門において、ジョブローテーションにより新たな業務を始める方、また業務の視野を広げたい方。

学びの ポイント

- ◆ 知的財産権に関わる法制度を実務の観点から掘り下げて習熟する。
- ◆ 特に、これら権利の取得方法及び活用策を学ぶ。
- ◆ 豊富な経験を持つ講師陣の事例・演習を織り交ぜた講義により現場対応力を習得する。

2015年度よりBコースを改編

【従来のBコースについて】

従来の「B初級コース」は、特実、意匠、商標、外国、法令、訴訟、管理、調査と多岐に渡る内容を5日間かけて学ぶコースとなっていました。

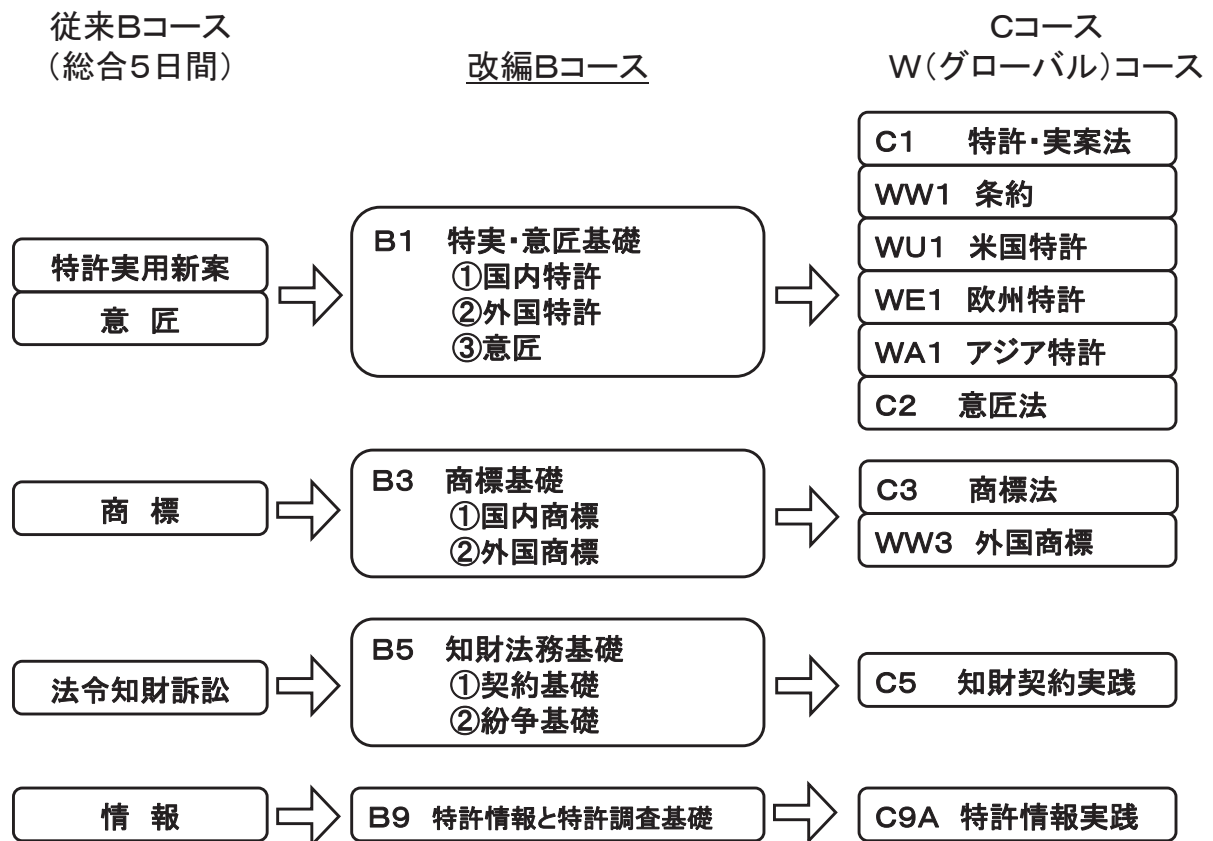
「A入門コース」との違いは、Aコースが「法制度の理解」に重点を置いているのに対し、Bコースが「法制度の活用」を意識した内容になっておりました。しかしながら、このフェーズの違いが受講者の方々に十分に伝わっていないこともございました。

【改編のポイント】

この度、①「A入門コース」との違いの明確化 ②「C中級コース」内容レベルへのスムーズな橋渡しを目的として「B初級コース」は大幅に改編を行いました。

受講しやすいよう各コースを短期間(2~4日間)に設定し、Bコースを組み合わせることで受講していただいても(例;B1+B5等)結構です。

受講者のニーズに合わせてアレンジしていただけるようにしました。



※B3、B9コースは関東・関西で開催します。

※Cコース、Wコースの一部は関東地区、関西地区のみの開催となります。

B 1 特実・意匠基礎

B1 とは？

このコースは、これから特許等や意匠に関連する業務に携わる方々を対象に、国内外の特許等出願・権利化、特許権の活用・紛争対応等を基礎的な実務ポイントを中心に解説します。また製品を多角的に保護する観点から、意匠の基礎的な実務ポイントも解説します。中間処理や侵害事例にも踏み込むため、講義にはミニ演習を取り入れてアウトプットすることによる理解の定着や、法律が実務にどのようにかかわっていくのかを実感できるような工夫を取り入れました。

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：40名

開催日(4日間)		講義科目	講師
9/6(水)	午前	1. 特許・実用新案基礎実務	特許業務法人コスモス特許事務所 弁理士 富澤 孝 氏
	午後	特許・実用新案基礎実務	
9/7(木)	午前	2. 拒絶理由通知への基礎実務対応	弁理士 前田 礼子 氏
	午後	拒絶理由通知への基礎実務対応	
10/4(水)	午前	3. 意匠基礎実務Ⅰ	特許業務法人オンダ国際特許事務所 弁理士 恩田 誠 氏 弁理士 森 有希 氏
	午後	4. 外国特許基礎実務Ⅰ	
11/15(水)	午前	5. 意匠基礎実務Ⅱ	特許業務法人オンダ国際特許事務所 弁理士 恩田 誠 氏 弁理士 森 有希 氏
	午後	6. 外国特許基礎実務Ⅱ	

1. 特許・実用新案基礎実務

この講義では事例を交えて以下のことを解説します。①企業にとって大切な特許戦略について、②発明の本質の捉え方について、③特許要件として最も重要な進歩性について、④進歩性に関する知財高裁の判決全文を通して、法的思考について。

2. 拒絶理由通知への基礎実務対応

経営に資する強力な特許権を取得するためには、良い明細書の作成に加え、拒絶理由通知への適切な対応が必要不可欠であります。そのため、特許実務者は、拒絶理由のパターンに応じて、最適な応答を進めていかねばなりません。

この講義では、拒絶理由通知への対応にあたり、審査の各ステップにおける考え方を示しつつ事例や審査基準を交えて、効果的且つ論理的な応答を行うための実務ポイントを解説します。

3. 5. 意匠基礎実務 I II

この講義では、意匠の実務経験豊富な講師が、①意匠制度(関連意匠、部分意匠、特徴記載、秘密意匠、出願変更等)の活用法、②機能部品の保護、③意匠の類否判断のしかた、④意匠調査方法等について、数多くの実例とグループ演習を交えつつ、実務上、重要なポイントを分かりやすく解説します。

4. 6. 外国特許基礎実務 I II

この講義では、外国特許にかかる基礎実務に焦点をあて、パリ条約およびPCT条約を含め、米国、欧州、中国などの重要国への特許出願および権利化について、それぞれの法制度および基礎的な実務ポイントを解説します。また、外国特許権の効力および活用にも触れていきます。

B 5 知財法務基礎

B5 とは？

このコースは、知財部門および事業部門で知財に関わる実務担当者の方々に、知財契約を中心とした法律の基礎および実務を学んでいただきます。また、企業活動のさまざまな場面で生じる知財リスクと紛争が生じた場合の対応方法について、実務的な観点から解説します。

講義の一部にはミニ演習を取り入れ、参加者に講義の内容をもとに具体的な事例での対応を考えていただくことによって、理解を深めます。

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：40名

開催日(3日間)		講義課目	講師
9/13(水)	午後	1. 企業活動を巡る法律基礎	弁護士 高橋 恭司 氏
10/11(水)	午前	2. 知的財産実務における民法	弁護士 速見 禎祥 氏
	午後	知的財産実務における民法	
11/16(木)	午前	3. 知的財産契約の実務ポイント	弁護士 寺田 明日香 氏
	午後	4. 知的財産紛争への基礎実務対応	弁護士 高橋 恭司 氏

1. 企業活動を巡る法律基礎

企業活動の様々な状況において、法令の関わりを理解するため、知的財産法を含めて法令にかかる基礎知識を習得しておく必要があります。

この講義では、企業活動の主要ステージにおいて起こり得る知的財産諸問題について、事例および経験談を交えて、法律の適用および基礎的な対応策を解説します。

2. 知的財産実務における民法

知的財産実務にあたり、知的財産権法はもとより、その一般法である民法について、①知的財産権法にない取り決めは民法に委ねられること、②民法上の権利と知的財産権とは異なった取り扱いをすることがあることから、それぞれの趣旨および関連性を理解しておかねばなりません。

この講義では、これら①②を含め民法と知的財産権法との関わりについて、民法関連の各種事例に加え、特に知財関連の契約および紛争に関わる各種事例も多く織り交ぜて、それぞれの実務ポイントを解説します。

3. 知的財産契約の実務ポイント

企業活動には、複数当事者によるビジネス条件を取り決める契約がつきものとなります。それゆえに契約の適切な締結および履行遵守のため、契約書の基礎的知識は勿論のこと、契約書の作成時および契約交渉時における実務ポイントを正確に理解しておかなければなりません。

この講義では、知的財産契約の代表例を採りあげて、その構成、条文、契約実務上の重要事項につ

いて、契約実務的な観点から解説します。特に、ライセンス契約については、実施権、実施料その他の契約条文の意義や具体例についても解説します。

4. 知的財産紛争への基礎実務対応

企業競争の熾烈化にともない、知的財産を巡る様々な紛争が発生し、これらの紛争には、事実関係および法律関係を精査して、適宜、的確に対応しなければなりません。

この講義では、企業活動に関連して発生する権利行使および権利侵害の初期動作、ならびに知的財産紛争の解決手法について、事例および演習を交えて、それぞれの基礎的な実務ポイントを解説します。なお、裁判制度の基礎および訴訟手続きにも触れていきます。

C 中級コース群（東海）

Cコース とは？

このコース群は、特・実・意・商の四法の各コースのほか、契約、民法、民事訴訟法、不競法、著作権法などの関連諸法の各コース、更には、特許情報、明細書の書き方のコースからなります。

知的財産業務を効果的且つ効率的に推進する中堅実務者に必須の応用知識と実務スキルを養成することを目的としています。

対象者

- ◆ A・Bコースを修了し基礎知識を習得された方、またはそれに準ずる方。
- ◆ 中堅実務者に必須の応用知識と実務スキルを習得したい方。

学びの ポイント

- ◆ 一流の弁護士、弁理士、大学教授、企業に所属する専門家が講師！
- ◆ 法律ルールに関する正確な意味を説明できるようになる！
- ◆ 最新の話題や判例、実務に必要な例題を基に講義を実施！

C 1 特許法・実用新案法

C1
とは？

事業活動を支える知財戦略を実行するには、有効な特許権の取得と実行力のある権利活用が不可欠です。出願から権利化までと、権利活用の過程における対応策や留意点について、最新の法改正、審査審判基準、判例、及び講師の経験を踏まえて講義します。法律解釈の解説にとどまらず、より実務的な知識・思考方法を習得するため、演習や討論を含めて行います。特許法を中心とし、実用新案法にも適宜触れていきます。

研修会場：安保ホール

募集定員：50名

開催日(4日間)		講義課目	講師
7/19(水)	午前	1. 特許法概要	(株)デンソー 碓氷 裕彦 氏
	午後	2. 特許を受けることができる発明	
8/23(水)	午前	3. 新規性、進歩性	
	午後	4. 記載要件、補正	
9/20(水)	午前	5. 発明者、職務発明	
	午後	6. 特許の属否判断	
10/18(水)	午前	7. 間接侵害、特許消尽、先使用权	
	午後	8. 損害額算定、審決取消訴訟	

1. 特許法概要

特許法は、我が国産業の発達を目的とした産業立法ですが、特許権の付与が何故産業発達に寄与するのかを、特許制度の歴史を踏まえて検討します。併せて、産業発達に寄与する為に特許に求められる要件は何なのかを、一通り確認します。

2. 特許を受けることができる発明

そもそも「発明」とは何であるのか、見方を変えれば「発明」とならないものは何であるのかを、判例を踏まえて説明します。また、特許法の保護対象である「産業上利用することができる発明」についても、判例を踏まえて説明します。

3. 新規性、進歩性

特許に携わる業務で最も頻繁に関係するのが、進歩性の判断です。どのような手法で進歩性の判断を行うのかを、事例を基にして解説します。進歩性判断の理解を深める為、演習、討議を含めます。

4. 記載要件、補正

明細書及び特許請求の範囲の記載にはどのような点が求められているのかを、審査基準及び判例に

基づいて説明します。審査手続きの中で特許請求の範囲を補正する場合、どの範囲までの補正が認められるのかも、審査基準及び判例に基づき説明します。

5. 発明者、職務発明

発明の完成にどこまで関与した者が発明者とされるのかを、事例に基づき説明します。また、職務発明に付いて発明者が受ける相当の利益の額はどの様に算出されるのかを、判例に基づき説明します。

6. 特許の属否判断

特許に携わる業務の中で進歩性の判断と共に多く関係するのが属否の判断です。文言上侵害の判断及び均等侵害の判断を、事例に基づき解説します。演習、討議を加えて属否の判断力を高めます。

7. 間接侵害、特許消尽、先使用权

特許の属否判断に付随して侵害の予備行為が間接侵害となります。この間接侵害の判断方法を、判例を踏まえて解説します。一方、特許侵害に対する抗弁として特許消尽(正当権限者からの購入)や先使用权の主張を行うことがあります。この抗弁がどの様なときに認められるのかも、判例を踏まえて解説します。

8. 損害額算定、審決取消訴訟

実際に争われた事例に基づいて、特許侵害の場合の損害額はどの様に算定されるのかを解説します。併せて、審決取消訴訟に関して、準備書面作成上の留意点等、訴訟の実務を説明します。

C 8 明細書の書き方（化学・電気・機械）

C 8
とは？

このコースでは、特許・実用新案について基本的知識を有する方々を対象に、明細書の書き方に関する基本的事項から実務上必要なノウハウまでを解説し、実際に明細書を作成する上で必要な能力を習得していただきます。

講師には、明細書の書き方に関する特許法の基本的な解説をはじめとして、「発明のとらえ方」、「特許請求の範囲の書き方」、「明細書の記載要件」等について、具体的な事例をまじえて講義します。さらに、「演習課題」を通じて、受講者の方々に「特許請求の範囲」等を実際に作成していただく機会を作り、より良い明細書を作成するための留意点を踏まえながら、講師より講評していきます。

※日本弁理士会継続研修対象コース。詳細はP.217 または当協会HPに掲載

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：60名

開催日(4日間)		講義科目	講師
6/13(火)	午前	1. 特許制度の概要と発明の捉え方	特許業務法人あいち国際特許事務所 弁理士 岩倉 民芳 氏
	午後	2. 特許請求の範囲の書き方（演習1）	
7/11(火)	午前	3. 明細書の作成手順	
	午後	4. 特許請求の範囲の書き方（演習2）	
8/22(火)	午前	5. 発明の詳細な説明の書き方	
	午後	6. 発明の詳細な説明の書き方	
9/26(火)	午前	7. 図面、要約書の書き方	
	午後	8. 明細書チェック時の留意点	

1. 特許制度の概要と発明の捉え方

特許明細書を書く上で必要な基本的な特許制度について解説し、特許制度の中での明細書の位置づけを理解していただきます。

その上で、特許を受ける対象とすべき発明の捉え方について解説いたします。

2. 特許請求の範囲の書き方（演習1）

簡単な構成の発明を例に取り、特許請求の範囲を実際に作成する演習をしていただきます。第1回目の演習は、技術分野に関係なくグループに分かれて、討論したうえで作成して提出していただきます。提出していただいた特許請求の範囲は、次回に講師が講評を行います。

3. 明細書の作成手順

演習1の講評ののち、明細書の各項目の意義を理解していただくと共に、実際に明細書を作成する際の注意事項等を解説します。

特に、特許請求の範囲に関する部分を中心に行います。

4. 特許請求の範囲の書き方(演習2)

機械、化学、電気の各グループに分かれて、各技術分野別の課題について討論したうえで特許請求の範囲を作成して提出していただきます。提出していただいた特許請求の範囲は、次回に講師が講評を行います。

5. 発明の詳細な説明の書き方

演習2の講評ののち、明細書の各項目の意義を理解していただくと共に、実際に明細書を作成する際の注意事項等を解説します。

特に、発明の詳細な説明に関する部分を中心に行います。

6. 発明の詳細な説明の書き方(演習3)

グループに分かれることなく、共通の課題について各自で特許請求の範囲を作成して提出していただきます。

提出していただいた特許請求の範囲は、次回に講師が講評を行います。

7. 図面、要約書の書き方

演習3の講評ののち、発明の詳細な説明に関する部分に加えて、図面、要約書の書き方についても簡単に解説いたします。

8. 明細書チェック時の留意点

明細書の作成において必要な知識である発明の単一性、補正要件等を簡単に解説した後、まとめとして、明細書チェック項目などについて説明いたします。

C15 交渉学（入門）

C15
とは？

本コースは、ビジネス交渉を効果的に進めるために、もっとも効果的なアプローチを学習し、受講生が実践的な交渉力を習得できることを目指しています。

そのため、前半の講義編では、交渉力を支える3つの力である「論理的思考力」、「交渉戦略立案能力」、および「問題解決能力」を中心に講義をします。

後半の演習編では、実践的な交渉力を身につけるためのケース・スタディを行い、その結果を振り返りながら質疑応答を行うことで、受講生の理解を深めることを目指します。本講義では、交渉経験の比較的浅い方、独自の方法で交渉を行ってきた方が、その手法を見直すのに適した内容となっています。

なお、D15「交渉学(応用)」は、「交渉学(入門)」での講義内容を前提として、ケースを用いた模擬交渉を中心に行いますので、本コースと合わせての受講をお勧めいたします。

※日本弁理士会継続研修対象コース。詳細はP.217 または当協会HPに掲載

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：60名

開催日(1日間)		講義課目	講師
9/14(木)	午後	1. 論理的に交渉するための論理的思考力 2. 事前準備の方法論 3. 創造的問題解決に向けた交渉戦略(三方よし) 4. ケース・スタディ	大学教授 隅田 浩司 氏

1. 論理的に交渉するための論理的思考力

交渉では、論理的な思考力が重要です。パワープレイから脱却し、論理的に相手の主張や条件を分析する能力が求められます。講義では、交渉において必要とされる論理力、特に、二分に陥らず過度な合意バイアスを避け、交渉という緊張状態の中でも適切な推論を維持する手法について解説します。

2. 事前準備の方法論

交渉前の準備は非常に重要です。しかし闇雲に準備をしても意味がありません。ここでは認知科学などに基づくもっとも効果的な事前準備の方法論について解説します。

3. 創造的問題解決に向けた交渉戦略(三方よし)

交渉における問題解決では、当事者間の利害が公平に調整されるような合意、日本の近江商人の「三方よし」の合意を目指す必要があります。しかし、これは安易な「損して得取れ」でもなければ安易なWin-Winでもありません。より戦略的な合意形成の方法論を解説します。

4. ケース・スタディ

簡単な交渉事例をベースにしたケース・スタディを実施します。受講生に実際の交渉事例に基づいた事例を示した資料を配布し、1対1のロールプレイを行います。その結果や経緯を振り返り分析しつつ、講師が解説を行います。その解説の中では、受講生との質疑応答も行うことにより、疑問点の解消だけでなく他の受講生の思考に触れることもできます。

D 上級コース群（東海）

Dコースとは？

このコース群は、一流の専門家を講師とし、争訟、審判決例、講義形式としては最高水準のコースで、Cコース群(中級)修了者またはそれに準ずる実力を有する方が、より高度な実力を養成するのに最適です。

D 1 5 交渉学（応用）

D 1 5とは？

本コースは、C15「交渉学(入門)」の既受講者を対象として想定し、演習の比重を高めて知財実務に直接役立つ交渉スキルを実践的に習得させることを目指しています。本研修では、交渉力を鍛える上で不可欠となる3つの能力(論理的思考力、交渉戦略立案能力、交渉マネジメント能力)について、inputは最小限に留め、ケースに基づいた模擬交渉(ロールプレイ)やディスカッションそしてフィードバックを組み合わせた体験的かつ実践的な講義展開によって習得していただきます。演習では複数のケースを採り上げますが、最新トピックスを取り込んだ知財を絡めたビジネス交渉の事例を扱います。交渉学に関する基礎的な知識をお持ちの方で、さらに実践的な知財交渉スキルを学びたい方に好適な内容となっています。

(本コースは、C15「交渉学(入門)」の続編として開催します。このため、受講対象者は「交渉学(入門)」を受講済みか、それと同程度の知識・経験をお持ちの方に限らせていただきます。)

※日本弁理士会継続研修対象コース。詳細はP.217または当協会HPに掲載

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：30名

開催日(1日間)		講義課目	講師
2/23(金)	午前	1. 交渉学の概要と知財ビジネス交渉のマネジメント 2. 基本的な取引交渉(演習) 3. 事業提携交渉(演習)	大学教授 隅田 浩司 氏
	午後		

1. 交渉学の概要と知財ビジネス交渉のマネジメント

- ・交渉学への招待
- ・論理的思考と交渉力
- ・事前準備の方法論
- ・交渉のマネジメント
- ・交渉における心理バイアスとその克服

2. 基本的な取引交渉【演習】模擬交渉 Part 1(一般ビジネス事例)

- ・事前準備(ケースの読み込み、グループでの戦略立案)
- ・1対1のロールプレイ
- ・振り返り(交渉相手、グループ)
- ・質疑応答
- ・講評

3. 事業提携交渉【演習】模擬交渉 Part 2(知財が関連する事例)

- ・事前準備(ケースの読み込み、グループでの戦略立案)
- ・1対1のロールプレイ
- ・交渉相手との振り返り
- ・グループディスカッション
- ・質疑応答
- ・総括



D 1 5
受講者の声

身近な事例や模擬交渉を通じて、自分の意見だけでなく他人の意見も知ることができる貴重な研修でした。講義と演習がベストなバランスで構成されており、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

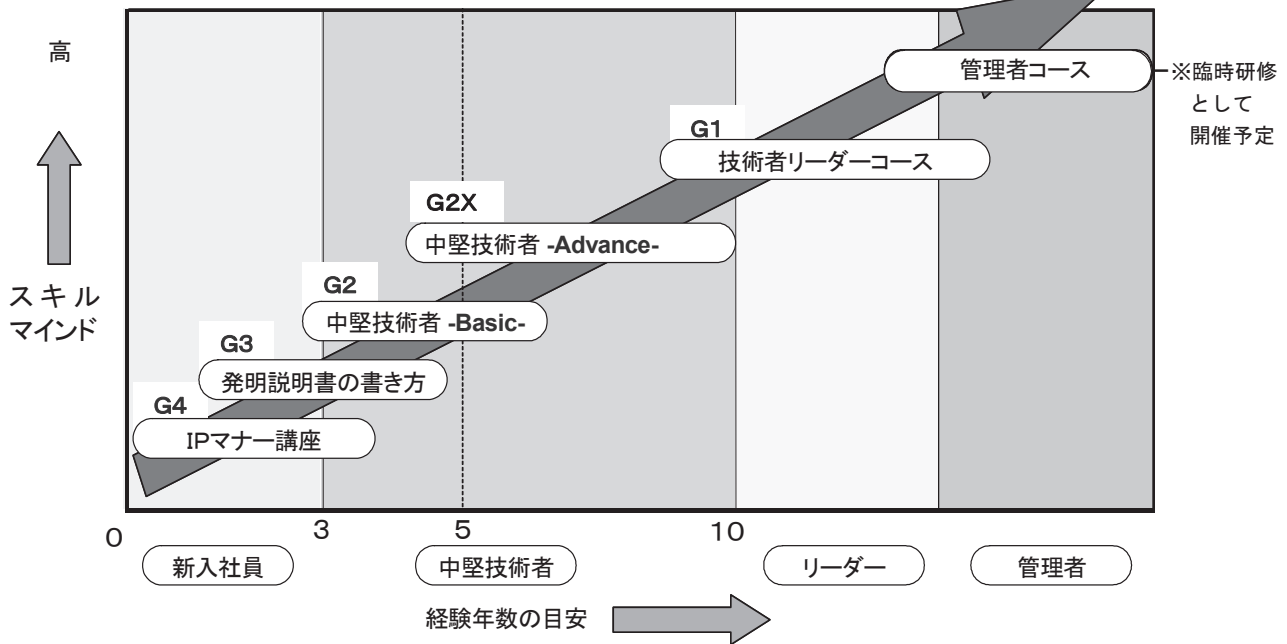
G技術部門向けコース群（東海）

技術部門向けコースは、体系化された定例コース群として開催されております。

ここでのコース設定は、下図に示す体系に沿って設定されています。

【基本的な考え方】

- 日本知的財産協会ならではの実務的な技術者教育
- 企業での階層(経験年数)に対応したコース設定



今年度は、東海地区で次の2コースを開催します。

《開催コース》

- ・G1 技術者リーダーのための知的財産講座
- ・G2 中堅技術者のための知的財産 Basic 講座

《受講対象者》

- ⇒ 技術者リーダー
- ⇒ 技術職経験が3～5年の技術者

また、関東と関西では、上記の2コースに加え、

- ・G2X 中堅技術者のための知的財産 Advance 講座 ⇒ 技術職経験が5～10年の技術者
- ・G3 本質を考えた発明説明書の書き方演習 ⇒ 発明説明書作成経験が1～2件の方
- ・G4 技術系新入社員のためのIPマナー講座 ⇒ 技術系新入社員

を開催します。詳しくは、**関東** または **関西** の該当箇所をご覧ください。

G1E 技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）

G1F 技術者リーダーのための知的財産講座（化学）

**G1E,F
とは？**

このコースの受講対象者は、研究、開発、設計、生産等の第一線で部下を指導しながら活躍されている技術者リーダーの方々で例えばテマリーダーやチームリーダー、主任と称されている現場の第一線で管理・監督に携わる方を言います。

このコースの狙いは、研究開発の成果を事業の成功に結び付けるために、技術者リーダーが知的財産に対する考え方や日頃から実践すべき事項を習得し、リーダーとして自らがどのように行動し、またどのように部下指導をすべきかを考えていくきっかけとすることです。

このコースでは、技術者リーダーの視点に立ったカリキュラムを、技術分野に応じた事例を交え、高い知見を持ち現場経験豊富な講師が講義します。

また、多忙な技術者リーダーの方が受講しやすいように2日間のコースとし、＜電気・機械＞と＜化学＞との技術分野に分けて開催します。

このコースを通じて最近の動向を踏まえ知財マインドや知財知識の更なるレベルアップを図り、技術関連部門の業績を一層向上させるきっかけ作りにもご活用ください。

【G1E】 研修会場：愛知県産業労働センター 募集定員：100名

開催日(2日間)		講義課目	講師
8/29(火)	午前	1. 事業と知的財産 2. 特許情報の活用	協和特許法律事務所 加藤 泰助 氏
	午後	3. まずは特許出願	コンサルタント会社代表 長谷川 治雄 氏 (新任)
8/30(水)	午前	4. 問題となる他社特許への対応 5. 事業活動での自社特許の有効活用	ソニー(株) 小野 賢一 氏 (新任)
	午後	6. 研究・開発活動と契約	弁理士 西野 卓嗣 氏

【G1F】 研修会場：愛知県産業労働センター 募集定員：40名

開催日(2日間)		講義課目	講師
9/4(月)	午前	1. 事業と知的財産 2. 特許情報の活用	協和特許法律事務所 加藤 泰助 氏 (新任)
	午後	3. まずは特許出願	コンサルタント会社代表 長谷川 治雄 氏
9/5(火)	午前	4. 問題となる他社特許への対応 5. 事業活動での自社特許の有効活用	東洋紡(株) 近藤 英二 氏
	午後	6. 研究・開発活動と契約	(株)大阪ソーダ 野田 康子 氏

1. 事業と知的財産

事業活動における知的財産が果たす役割を知り、事業を優位に導く研究・開発活動の進め方を理解する。また、知的財産活動における技術者リーダーの基本的役割を理解する。更に、事業活動に大きな変化をもたらしている知的財産を巡る最近の動向を知る。

2. 特許情報の活用

情報活用の大切さを認識する。また、情報活用において技術者が行う事項を知り、情報は「知る」だけでは不十分であり「行動する」アクションがリーダーに求められていることを理解する。

3. まずは特許出願

特許出願の目的を確認する。また、「強い権利」が持つ要件を知り、部下の発明創造を促す指導の大切さを理解する。更に、事業を支える発明に気づき、多角的な観点から出願に結び付ける知財部門との連携の必要性を知る。

4. 問題となる他社特許への対応

他社特許が事業に与える影響の大きさを特許権の本質や判例を通じ確認する。また、問題となる他社特許とはどのようなものか、更にその特許に対する対応を知り、併せて知財部門や法務部門等との役割分担を理解する。

5. 事業活動での自社特許の有効活用

事業活動を優位にする自社特許活用の意味を理解する。また、事業活動にとっての知的財産権の価値評価の重要性と観点とを知る。更に、侵害品の第1発見者としての役割とその処置とを理解する。

6. 研究・開発活動と契約

研究・開発活動に関する契約について、その役割、締結前の注意点、契約の遵守の重要性を知る。また、知財部門や法務部門との事前協議の必要性を理解する。

G 2 E 中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）

G 2 F 中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）

G 2 E, F とは？

このコースは、事業部門や研究・開発部門の方であって技術職経験が3年～5年の方を対象としております。

このコースの狙いは、中堅技術者自らが技術成果を創出し、また事業実施に結びつけるために、日常的に実行すべき知的財産事項を何のためにどのように行うか、更なるその注意点を知り、自らが主体的に実践していくきっかけとすることです。

このコースは、知的財産の基本事項を研究開発の流れと関連付けて講義し、＜電気・機械＞と＜化学＞との技術分野に分けてそれぞれ1日コースとして開催します。

会社内での技術者向け知財研修の事前研修としてもご活用いただけます。

【G 2 E】 研修会場：愛知県産業労働センター 募集定員：70名

開催日(1日間)		講義課目	講師
10/26(木)	午前	1. 研究開発テーマ選定時の特許情報活用 2. 後で困らないための他社特許の尊重	ブラザー工業(株) 桃崎 元博 氏
	午後	3. 事業を支える特許出願とその権利獲得	オムロン(株) 金本 径卓 氏(新任)

【G 2 F】 研修会場：愛知県産業労働センター 募集定員：40名

開催日(1日間)		講義課目	講師
10/27(金)	午前	1. 研究開発テーマ選定時の特許情報活用 2. 後で困らないための他社特許の尊重	東レ(株) 朝戸 久美子 氏(新任)
	午後	3. 事業を支える特許出願とその権利獲得	(株)カネカ 藤田 かおる 氏(新任)

1. 研究開発テーマ選定時の特許情報活用

技術や同業者の動向を知り、適切な研究開発テーマを選定していくための特許調査とその活用について、調査目的に応じた調査手段、調査結果の整理法、特許情報の活用と共有化等についてどのように行うかを理解する。

また、日常的な特許調査は、技術者自身の為でもあることを知る。

2. 後で困らないための他社特許の尊重

障害となり兼ねない他社特許を早期に見出し対応するため、特許請求の範囲の基本的な読み方と自社技術との対比の仕方、技術回避策の取り方、知財部と相談するタイミングやその仕方を理解する。

3. 事業を支える特許出願とその権利獲得

演習形式のG3コースで行っている発明の本質的な把握を講義形式で習得し、加えて群としての出願や事業化の観点を捉えた出願をどのように進めていくのかを理解する。

また、発明者として、出願後に判明した発明の重要性や技術変化を知財部に適切に伝達し、権利化段階に積極的に関与していく大切さを知る。

Wグローバルコース群（東海）

Wコース とは？

グローバル化する企業活動の知財担当として、どのように経営に貢献していくか、支援していくか等を考え、その企業目的を達成すべく知財関連知識を習得します。

本コース群は、世界主要国・地域の知的財産制度、関連法、条約等の概要について基礎知識を学び、国際的視野に立って知財問題を考えるための素地をつくることをねらいとしており、外国知財実務に携わる方および外国知的財産に関心のある方に、是非受講していただきたいコースです。

コース選定の目安



中級	WW1	国際特許制度と外国特許基礎
	WW3	外国商標法
	WU1	米国特許制度 ※東海 定例研修開催
	WE1	欧州特許制度
	WA1	アジアの特許制度
	WC1	中国知的財産制度
上級	WU21	米国特許訴訟
	WE21	欧州における知的財産の活用と実務
	WA21	アジアにおける知的財産の活用と実務
	WC21	中国における知的財産の活用と実務
	WW26	国際契約

※東海地区では WU1 コースを開催します。

※関東・関西はすべてのコースを開催します。各コースカリキュラムのリニューアル詳細については

関東 または 関西 の該当箇所をご覧ください。

WU 1 米国特許制度と条約

WU1 とは？

米国は日本企業の関わりが極めて大きい重要国であり、それゆえに米国の特許制度を深く理解し、米国特許戦略に反映しビジネスに役立てていくことが重要になります。

このコースでは、米国の特許制度および特許出願から権利化までの一連の実務手続き、更には、特許権の効力と権利解釈、権利発行後の各種制度と実務手続き等について、最近の特許庁や裁判所の動向、特許法改正、および企業実務に重要な判例を採りあげながら種々の実務ポイントを解説します。

研修会場：安保ホール

募集定員：50名

開催日(4日間)		講義課目	講師
6/22(木)	午前	1. 国際条約	特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所 弁理士 服部 素明 氏
	午後	2. 実体的特許要件その1 (101条及び102条(現行法))	
7/27(木)	午前	3. 実体的特許要件その2 (102条(旧法)及び103条)	特許業務法人 快友国際特許事務所 弁理士 椿 和秀 氏
	午後	4. 審査とその対応	
8/31(木)	午前	5. 情報開示義務を含む米国の様々な 制度	
	午後	6. 特許出願に際して考慮すべき事項	
9/29(金)	午前	7. 特許権の効力	アイシン精機(株) 宇野 富士夫 氏
	午後	8. 特許発行後の重要制度	
	午後	9. 米国特許の権利解釈 10. 米国特許訴訟制度	

1. 国際条約(パリ条約、特許協力条約)

「パリ条約と特許協力条約(PCT)について概説します。パリ条約では、三大原則(内国民待遇、特許の独立、優先権)に触れると共に、特に特許出願における優先権の諸要件等について説明します。PCTでは、四大制度(国際出願、国際調査、国際公開、国際予備審査)について説明します。」

2. 実体的特許要件その1(101条及び102条(現行法))

特許適格性(101条)に関する審査の手法は、2014年の最高裁Alice判決を受けて変わりました。その手法を説明し、その後、演習において、様々なケースのクレームが特許適格性を有するの否かを考えて頂きます。また、現行法の新規性(102条)を日本の新規性と比較しながら説明します。

3. 実体的特許要件その2(102条(旧法)及び103条)

先発明主義を採用している旧法の新規性(102条)は、先願主義を採用している現行法の新規性と大きく異なります。現行法と比較しながら詳しく説明します。新規性に関する演習を行います。非自明性

(103条)については、日本の進歩性と異なる点を中心に説明します。

4. 審査とその対応

審査の流れを説明した後に、各アクション(限定要求、選択要求、非最終拒絶理由通知、最終拒絶理由通知、アドバイザーアクション等)とその対応について説明します。

5. 情報開示義務を含む米国の様々な制度

審査に関する重要な情報をIDSに記述して米国特許庁に開示しなければならないという情報開示義務について詳しく説明します。また、RCE、継続出願、審判、特許の再発行、真の発明者決定手続き等の様々な制度を説明します。

6. 特許出願に際して考慮すべき事項

米国に出願するルート(パリルート、PCTルート、仮出願等)を説明します。また、出願書類について詳しく説明します。具体的には、実施可能要件等の明細書の記載要件(112条)を説明し、さらに、クレームに関する留意事項(ミーンズプラスファンクション等)を説明します。

7. 特許権の効力

特許権の譲渡・共有、存続期間、特許侵害行為の種類(直接侵害、誘発侵害、寄与侵害等)、特許権の消尽、特許侵害に対する救済(差止請求、損害賠償)、故意侵害・懲罰賠償、弁護士費用等について、重要な判例や最新の判例動向を紹介し、日本のものと対比しながら説明します。

8. 権利発行後の重要制度

①特許権者の訂正アクションと第三者による特許庁への特許無効アクション を説明します。①では、再発行出願、査定系再審査を中心に対比しながら解説します。②では、査定系再審査、当事者系レビュー(IPR)、特許付与後レビュー(PGR)を対比しながら解説すると共に、各制度の利用状況も紹介します。

9. 米国特許の権利解釈：文言解釈、均等論、判例紹介

権利解釈の基礎、権利解釈のステップから始め、クレームの文言解釈、均等論、機能表現クレーム解釈について判断基準を中心に多くの判例を交えながら説明し、判例から得られる企業実務の留意点を解説します。また、権利解釈について受講者の方々の理解を深めるため、判例研究(演習問題)を実施します。

10. 米国特許訴訟制度

米国特許侵害訴訟の流れ、日本の訴訟制度と対比した米国訴訟制度の特徴、米国訴訟の状況・統計情報(NPE訴訟の増加)、米国で特許侵害訴訟が起きやすい背景(高額な損害賠償・弁護士費用、パテントロールの存在など)を説明した後、企業における特許紛争対応(初動対応)について簡単に紹介します。